

JIS

標準物質－使用上の要求事項及び推奨事項

JIS Q 0033 : 2026

(ISO 33403 : 2024)

(JSA)

令和 8 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 適合性評価分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	久保野 勝 男	順天堂大学
(委員)	浅 井 秀 一	JIS 登録認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
	富 永 典 子	一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
	深 尾 卓	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
	細 谷 恵	主婦連合会
	吉 田 耕太郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.3.20 改正：令和 8.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

審 議 委 員 会：適合性評価分野産業標準作成委員会 (委員長 久保野 勝男)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 記号	2
5 取決め	3
6 RM 及び測定におけるその役割	3
6.1 RM の一般的用途	3
6.2 特性値	6
6.2.1 一般	6
6.2.2 特性の仕様	6
6.3 不確かさの表明	7
6.4 計量計測トレーサビリティの表明	8
7 RM 及び CRM の取扱い	9
8 精度の評価	9
8.1 一般	9
8.2 繰返し測定の回数	10
8.3 RM に関する要求事項	10
8.4 測定	11
8.5 データ処理	11
8.6 精度の計算及び評価	12
9 かたよりの評価	13
9.1 一般	13
9.2 かたよりの確認手法	13
9.3 かたよりデータの利用	14
10 校正	14
10.1 一般	14
10.2 校正における実用上の考慮事項	15
10.3 校正のモデル	15
11 他の物質に対する値の付与	16
11.1 一般	16
11.2 純物質	17
11.3 校正用 RM の調製	17
12 取決めによる目盛	18
13 RM 及び CRM の選択	19

	ページ
13.1 一般	19
13.2 CRM の選択	20
13.3 RM の選択	21
13.4 測定システムとの関連性	22
附属書 A (参考) 校正のモデル及び付随する不確かさのモデル	23
附属書 B (参考) 判定の誤り	26
附属書 C (参考) 取決めによる目盛の例	27
参考文献	28
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 0033:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

標準物質—使用上の要求事項及び推奨事項

Reference materials—Requirements and recommendations for use

序文

この規格は、2024年に第1版として発行されたISO 33403を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、標準物質（RM）の使用に関する一般推奨事項を示す。これらの推奨事項は、実際の事例によって示され、ある程度、RMに付随する複雑さも反映している。この内容は、RMの使用者、及び試験所で品質管理に責任をもつ全ての者、例えば、手順書、作業説明書、操作手順の立案者、査読者、管理者及び評価者にとって有用であるとみなせる。

認証標準物質（CRM）に関しては、国際目盛又は他の測定標準に対する認証値の計量計測トレーサビリティが確立されている。CRMではないRMに関しては、多くの場合、このような種類の特性値のトレーサビリティは確立されていない。それにもかかわらず、これらのRMは、測定手順の一部、例えば、様々な水準の精度評価などに利用されることがある。

RMの主な用途を6.1.1に示す。ここに示された全ての目的に、全ての種類のRMが使用可能であるとは限らない。

1 適用範囲

この規格は、測定プロセスにおける標準物質（RM）、特に認証標準物質（CRM）の適正な使用方法について規定し、また、指針を示す。これらの使用方法には次が含まれる。

- 測定方法の精度及び真度の評価
- 品質管理
- 物質に対する値の付与
- 校正
- 取決めによる目盛の確立

この規格では、様々な用途に対する各種のRMの主な要件についても記載している。

校正のためのRMの調製は、JIS Q 17034及びJIS Q 0035の適用範囲の一部である。この規格が扱う事項は、自らの装置を校正するために試験所が用いるような、小規模なRMの調製及び値の付与の基本的事項に限られている。配付を目的とした大規模なRMの生産は、この規格の適用範囲外である。この種の活動は、JIS Q 17034及びJIS Q 0035が扱っている。